居宅介護支援事業所 管理者 様 介護予防支援事業所 管理者 様 地域密着型サービス事業所 管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

介護保険事業者指定(更新)申請に伴う審査手数料の変更について(通知)

日頃から、本市の介護保険事業に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。 このたび、介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けることが可能となりました。

これに伴い、介護予防支援の指定申請等に伴う審査手数料について、「長岡市手数料条例」を一部改正(令和6年4月1日施行)し、下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

記

1 変更内容

指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受ける場合等の審査手数料について、 次とおり変更します。

<変更前>

サービスの種類	新規申請	更新申請
介護予防支援	24,700 円	8,700円

<変更後>

サービスの種類	新規申請	更新申請
介護予防支援	【注1】 24,700円	【注1】 8,700円
	【注2】 8,700円	

【注1】居宅介護支援と同一の事業所で介護予防支援を行う場合で、居宅介護支援の指定又は指定更新と併せて指定又は更新申請を行う場合は、居宅介護支援分の手数料のみとする。

【注2】既に指定を受けている居宅介護支援と同一の事業所で介護予防支援の指定を受ける場合。

2 適用年月日

令和6年4月1日

なお、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受ける場合は、令和6年3月29日付け長介第1197号「指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受ける場合の取扱いについて(通知)」を御確認ください。

担 当:長岡市福祉保健部介護保険課

介護事業推進係 渡邉(奈)・相澤

電 話:0258-39-2245(直通)

E-mail: kaigo@city.nagaoka.lg.jp